

# 内服処方せんの記載方法のあり方

## ～論点整理と提案～

(財)電力中央研究所

社会経済研究所

ヒューマンファクター研究センター

上席研究員 佐相 邦英

# 議論の出発点となった問題点

- 内服処方せんの記載方法。  
表現方法が千差万別。しかも、曖昧。
- 処方せんの記載について、  
医師法、歯科医師法の施行規則が  
十分守られていなかった。

# 表現方法が千差万別で曖昧

規範＝集団の中でのルール。

集団の成員が暗黙の知識として共有。

- ・人を殺してはいけない。
- ・日本では、麺類、汁類を食するときには、音をたててもよい。
- ・A科では3回に分けることを「3×」と書き、B科では「分3」と書く(かも?)。

規範を共有できている人同士では、何ら問題なし。  
しかし、規範を知らないと・・・失敗。

わざわざ明文化・定義しなくても、  
理解できてしまう・・・

# 分量と用量

第2回資料2

「診療報酬請求等の記載要領等について」S51.8.7 保健発第51号

別紙1 診療報酬請求書等の記載要領

IV 調剤報酬請求書および調剤報酬明細書に関する事項

第2 調剤報酬明細書の記載要領(様式第5)

2 調剤報酬明細書に関する事項

(21)「処方」欄について

ア …用量(内服薬については1日用量、

注射薬および外用薬については投薬全量、頓服については1回量および投薬全量)...

別紙2 診療録等の記載上の注意事項

第5 処方せんの記載上の注意事項

7 「処方」欄について

(2)分量は、内服薬については1日分量、内服用滴剤、

注射薬および外用薬は投与総量、頓服薬については1回分量...

(3)用法および用量は、1回あたりの服用(使用)量、1日当たりの服用(使用)回数および...

調剤指針 第12改訂

分量＝薬剤の単位投与量。内服薬＝投与量／日。頓服＝投与量／回

用量＝投与総量を意味。 内服薬：分量(g／日) × 投与日数(日)＝用量(g)

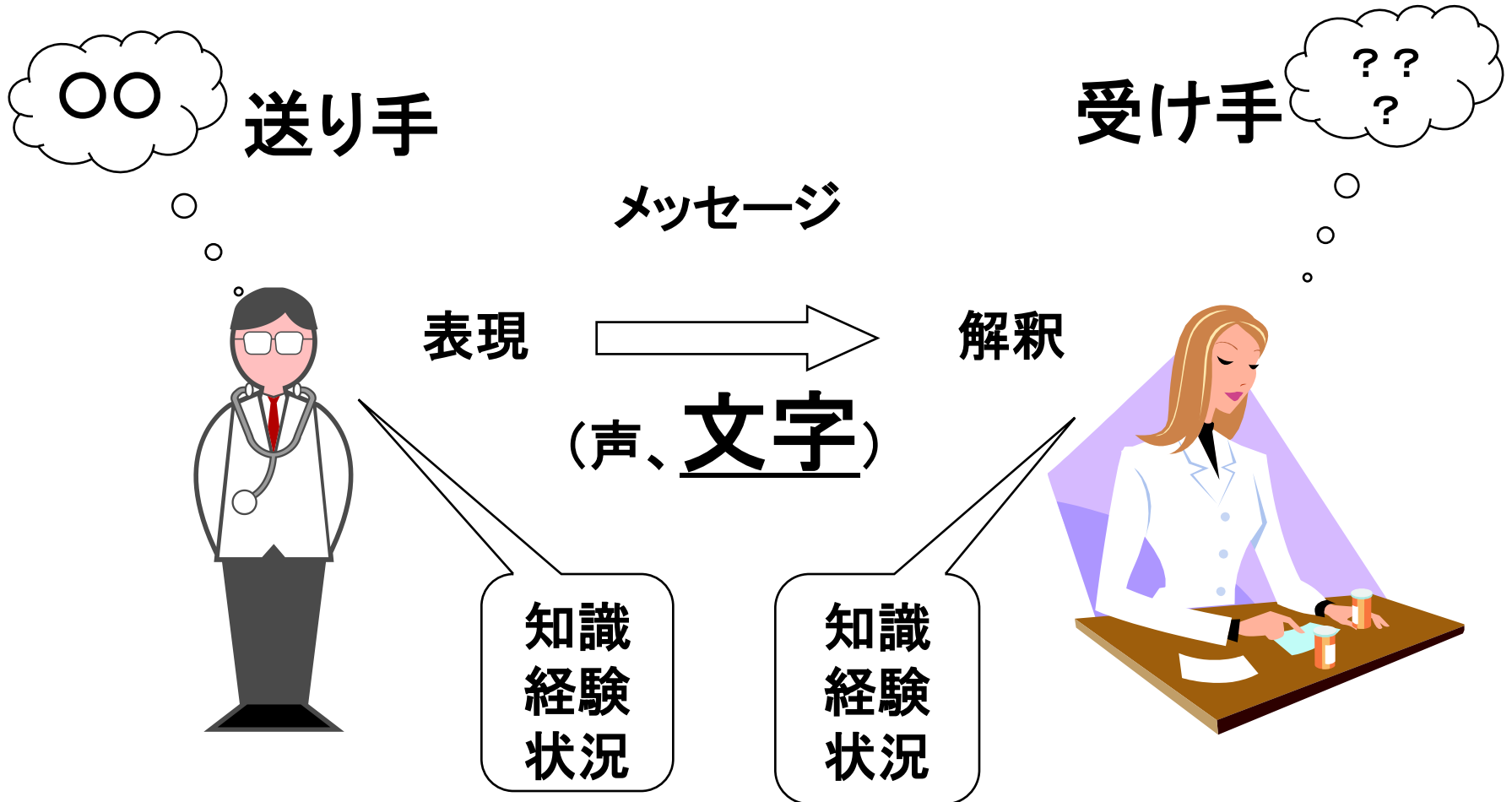
頓服薬：分量(g／回) × 投与回数(回)＝用量(g)

点眼剤、軟膏剤：投与総量すなわち用量

外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因について(医薬審第672号)

用量(Dosage)＝一投与当り又は一日当りに与えられる医薬品の量

# コミュニケーションの構造



# 表現方法が千差万別で曖昧

- 共通の規範、ルールが不可欠。

薬〇〇 1回△錠(mg) 1日☆回 ◎日分

・・・誰にでも分かる

しかし、1日量を基本とした仕組みが・・・ 処方せんの書き方(分量)も  
診療報酬、調剤報酬申請書  
その他、電子化機器

1回量から、1日量を計算できるが、ほとんど“文化を変える”に等しい。

**時間はかかるだろうが、向かうべき方向は明白  
第一歩をどう、踏み出すか**

# 規則が守られていない

- 医師法施行規則(21条)、  
歯科医師法施行規則(20条)  
「処方せんに…分量、用法、用量…を記載し…」
- 様式第二号(処方せん)の備考欄(第2回資料2 p.4)  
「処方」の欄には、  
薬名、分量、用法及び用量を記載すること

# 規則が守られていない

「診療報酬請求等の記載要領等について」S51.8.7 保健発第51号

別紙2 診療録等の記載上の注意事項

第5 処方せんの記載上の注意事項

7 「処方」欄について

(2)分量は、…

内服薬

内服用滴剤 外用薬

注射薬

頓服薬

1日量(1日分量)

投与総量

投与総量

1回量

守りにくい規則

薬の形態で、  
分量の定義が  
バラバラ

(3)用法および用量は、…

1回当たりの服用量

1日当たりの服用回数および服用時点

投与日数(回数)

注意事項

守りやすい規則

薬の形態に関  
係なく、同一



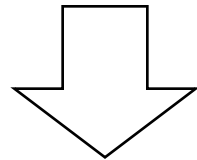
# ルール(規則)が守れない理由

1. ルールを知らない ……気づいてなかった
2. ルールを理解していない
3. ルールに納得していない ……掛け算、  
割り算で分かる
4. 誰もルールを守っていない ……見比べることないから、  
他がどうだか知らない
5. 守らなくても注意や罰がない ……記載不足でも  
クレームなし
6. 破るだけの価値がある ……忙しい

**守れるルール、守らせる仕組みが必要**

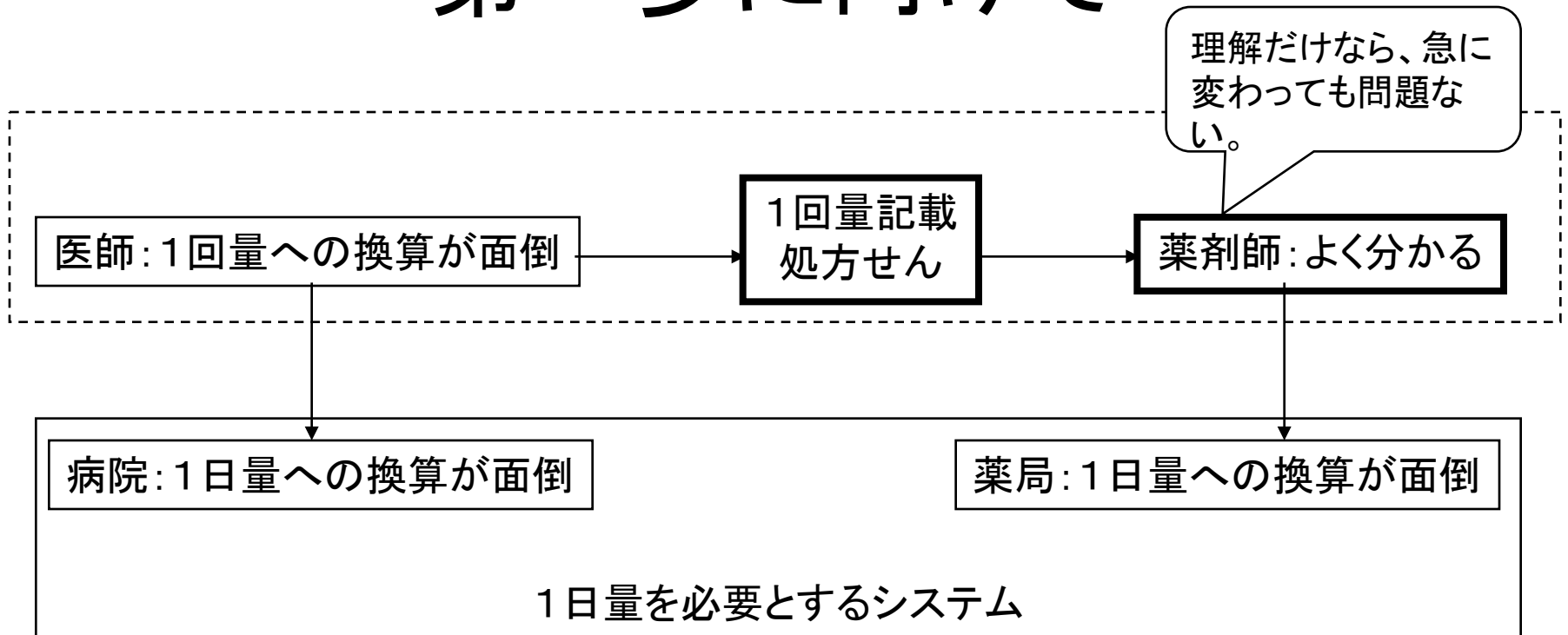
# 1回量記載のメリット

- 1回量記載が世界標準。
- 注射薬等、他の薬剤と同じ。  
(ルールがシンプル)



- 将来的には、1回量記載。
- しかし、導入には・・・前途多難。  
特に、計算機との関係で費用。

# 第一歩に向けて



つまり、1回量、1日量の両方が記載された処方せんなら解決する

＝規則通りの記載を求める。

では、どうしたら規則通りに処方せんが書かれるか？

# 第一歩のための提案

- 処方せん記載方法に関する規則等の整理と規則遵守の徹底(義務)

研究班の提案と同じことが、現行規則にある。

第5 処方せんの記載上の注意事項  
7 「処方」欄について  
(3)用法および用量は、…  
1回当たりの服用量  
1日当たりの服用回数および服用時点  
投与日数(回数) …

- 処方せんの書式の変更(努力義務)

	薬名	1回量	1日回数	1日量	日数(回数)
処方					

一面真っ白の「自由に記載」ではなく、書かせたいことが分かるように。

# さらにその先・・・

- 規則整理・遵守 & 処方せん書式の改訂
- 1日量ベースのシステムの順次更新  
ただし、1回量ベースのソフトウェア更新に対しては、  
国からの支援で加速。
- (処方せんの1日量記載欄の削除)